

検査機関の認定範囲分類

JAB RI207-2009

制定日：2009年02月01日

財団法人日本適合性認定協会

1. 認定範囲

本協会は検査機関認定に関して認定範囲を以下の要素によって特定します。

なお(2)(3)(4)については各業界固有の習慣がありますので、認定申請をする場合は事前にご相談ください。PSI(Pre-Shipment Inspection)の認定申請をする場合は、(2)及び(3)については附属書 A を参照してください。

- (1) 検査機関のタイプ (Type of Inspection Body)
- (2) 検査の分野 (Field of Inspection)
- (3) 検査のタイプ及び範囲 (Type and Range of Inspection)
- (4) 検査方法 / 手順 (Methods and Procedures)

(1)検査機関のタイプ

検査機関のタイプを特定する分類です。
 JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020) で定義されている検査機関のタイプ。検査機関の独立性に応じて、タイプ A 検査機関、タイプ B 検査機関又はタイプ C 検査機関のいずれかに分類されます。

(2)検査の分野

検査の分野を特定する分類です。 検査規格毎に分野を特定します。	
F01. 農業、漁業 F02. 鉱業、採石業 F03. 食料品、飲料、タバコ F03.01. 食品加工 (Food Processing) F03.01.01. 生肉、生魚 F03.01.01.01. 赤肉、屠殺及び解体処理 F03.01.01.02. 鳥肉、屠殺及び解体処理 F03.01.01.03. 魚肉、冷蔵及び冷凍 F03.01.01.04. 生肉の製品と調理加工品 F03.01.01.05. 生魚の製品と調理加工品 F03.01.02. 農産品 (果物類 & 野菜類) F03.01.02.01. 生及び冷凍 F03.01.03. 乳製品 F03.01.03.01. 冷蔵及び冷凍 F03.01.03.02. 卵 F03.01.04. インスタント食品 (冷蔵及び冷凍) 調理済の肉 / 魚製品を含む F03.01.05. 包装済み、加熱済み、密封シールされたパック食品 F03.01.06. 包装済み食品 (その他)	F06. 木材、木製品 F07. パルプ、紙、紙製品 F08. 出版業 F09. 印刷業 F10. コークス及び精製石油製品の製造 F11. 核燃料 F12. 化学薬品、化学製品及び繊維 F13. 医薬品 F14. ゴム製品、プラスチック製品 F15. 非金属鉱物製品 F16. コンクリート、セメント、石灰、石こう他 F17. 基礎金属、加工金属製品 F18. 機械、装置 F19. 電氣的及び光学的装置 F20. 造船業 F21. 航空宇宙産業 F22. その他輸送装置 F23. その他上記のいずれにも属さない製造業 F24. 再生業 F25. 電力供給

<p>F03.01.06.01. 飲料</p> <p>F03.01.06.02. 包装済のベーカリー</p> <p>F03.01.06.03. 乾燥食品</p> <p>F03.01.06.04. 菓子</p> <p>F03.01.06.05. 軽食及び朝食用シリアル</p> <p>F03.01.06.06. 油脂</p> <p>F03.01.06.07. 食品成分</p> <p>F03.02. 動物飼料 (Animal feeds)</p> <p>F03.03. 農場 (Farm)</p> <p>F03.04. 卸売 / 流通 (Wholesale / Distribution)</p> <p>F03.05. 小売店 (Retail stores)</p> <p>F03.06. 建物内のケータリング (Catering premises)</p> <p>F04. 織物、繊維製品</p> <p>F05. 皮革、皮革製品</p>	<p>F26. ガス供給</p> <p>F27. 給水</p> <p>F28. 建設</p> <p>F29. 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業</p> <p>F30. ホテル、レストラン</p> <p>F31. 輸送、倉庫、通信</p> <p>F32. 金融、保険、不動産、賃貸</p> <p>F33. 情報技術</p> <p>F34. エンジニアリング、研究開発</p> <p>F35. その他専門的サービス</p> <p>F36. 公共行政</p> <p>F37. 教育</p> <p>F38. 医療及び社会事業</p> <p>F39. その他社会的・個人的サービス</p>
--	---

(3)検査のタイプ及び範囲

<p>実施される検査のタイプ及び範囲を特定する分類です。</p> <p>(申請書、認定証などにおける本分類欄において) 1 行目で「検査される品目 (Items inspected)」を特定します。(例 : ガラス、ガラス製作プロセス)</p> <p>2 行目で「検査のタイプ (Type of inspection)」を特定します。(例 : 製品検査、プロセス検査)</p> <p>必要な場合は 3 行目以降でさらに検査を特定します。</p>	<p>例 1 : (ガラス製品検査)</p> <p>1 - ガラス (1 行目)</p> <p>2 - 製品検査 (2 行目)</p> <p>3 - 船積み前の検査 (3 行目)</p> <p>例 2 : (ガラス製作プロセス検査)</p> <p>1 - ガラスの製作プロセス (1 行目)</p> <p>2 - プロセス検査 (2 行目)</p> <p>例 3 : (非破壊検査)</p> <p>1 - 鋼溶接継手、鋼溶接部、鉄鋼材料 (1 行目)</p> <p>2 - 使用中検査 (2 行目)</p>
--	--

(4)検査方法 / 手順

<p>実施される検査の方法又は手順を特定する分類です。</p> <p>検査方法名、検査規格名又は手順について、番号、発行年、項番号等を特定します。</p> <p>例 1 : JIS X1111:2004 4.2 項</p> <p>例 2 : ISO 2222:2004</p> <p>例 2 : ISO 3333:2004 付属書 1</p>
--

附属書 A : PSI の検査の分野と検査のタイプ及び範囲

PSI においては、(2)検査の分野と(3)検査のタイプ及び範囲を表 A-1「PSI のカテゴリ」を使って特定することとする。(2)検査の分野は表 A-1 横系列を検査対象分野とし、(3)検査のタイプ及び範囲は、表 A-1 縦系列の検査項目とする。これらの検査項目を PSI における標準検査項目とする。該当しないときは、認定範囲から除くことを認定証に明記する。また、品質の検査は、検査対象分野ごとに異なり、検査の種類も多岐にわたることから、申請者と協議の上、特定し、個別に明記する。一方、標準検査項目以外の検査項目を含む場合は、その検査項目を特記する。また、表 A-1 の横系列に当てはまらない検査対象分野の場合は、申請者と協議の上、個別に検査対象分野を特定する。

表 A-1 : PSI のカテゴリ

検査対象分野 検査項目	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8
		鋼材	機械・ 設備	工業製 品	化学製 品	石油類	鋳産物	農水産 物
		産業機 械 溶接構 造物 中古設 備	家電製 品 車輛 繊維製 品 タイヤ 等	液体貨 物 粉体貨 物 固体貨 物		コーク ス類		鉄屑 非鉄屑 廃プラ スティ ックス
数量/重量								
外観/寸法								
梱包								
荷印								
積込								
品質								

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1丁目 22-1
五反田 ANビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。